

職業紹介事業に係る個人情報適正管理規則

令和2年6月3日 制定

- 1 水土里ネット岡山無料職業紹介所が行う無料職業紹介事業に係る個人情報は、岡山県土地改良事業団体連合会個人情報保護に関する規程、並びに岡山県土地改良事業団体連合会個人情報保護管理要綱によるものとし、職業紹介事業に係る個人情報適正管理規則（以下「本規則」という）と取扱いが異なる場合本規則によるものとする。
- 2 無料職業紹介事業を取り扱う事業所内の職員の範囲は総務部総務企画課の職員とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者とする。
- 3 職業紹介責任者は個人情報を取り扱う1に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。
- 4 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するとき、遅滞なく訂正を行うものとする。

また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。
- 5 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申し出があった場合については、苦情処理担当者は誠意をもって適切に処理することとする。

なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者とする。

附則（令和2年6月3日制定）

この規則は水土里ネット岡山無料職業紹介事業許可の日から施行する